

○少年警察活動に関する訓令

平成15年5月19日

本部訓令第14号

〔沿革〕 平成19年6月本部訓令第18号、8月第26号、20年7月第7号、12月第15号、22年7月第10号、24年6月第9号、26年3月第9号、29年12月第19号、31年4月第13号、令和元年8月第3号、3年2月第1号、4年3月第4号、7月第9号改正

少年警察活動に関する訓令を次のように定める。

少年警察活動に関する訓令

少年警察活動に関する訓令（平成10年茨城県警察本部訓令第7号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則

第1節 通則（第1条—第4条）

第2節 幹部の職務（第5条—第10条）

第3節 早期発見及び報告（第11条・第12条）

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導（第13条・第14条）

第2節 少年相談（第15条・第16条）

第3節 継続補導（第17条—第19条）

第4節 少年の社会参加活動等（第20条・第21条）

第5節 情報発信（第22条—第24条）

第6節 有害環境の排除（第25条・第26条）

第3章 非行少年等に関する活動

第1節 非行少年等に関する通則（第27条—第34条）

第2節 犯罪少年事件の捜査（第35条—第41条）

第3節 触法調査（第42条—第47条）

第4節 ぐ犯調査（第48条—第51条の2）

第5節 不良行為少年の補導（第52条・第53条）

第4章 少年の保護のための活動

第1節 被害少年に係る活動（第54条—第56条）

第2節 福祉犯に係る活動（第57条・第58条）

第3節 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動（第59条—第61条）

第5章 記録（第62条—第63条）

附則

第1章 総則

第1節 通則

（趣旨）

第1条 この訓令は、少年の非行の防止及び保護を通じて少年の健全な育成を図るための警察活動（以下「少年警察活動」という。）に関しその手続及び留意事項その他必要な事項を定めるものとする。

2 少年警察活動に関しては、警察法（昭和29年法律第162号）、警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）、少年法（昭和23年法律第168号）、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）、犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「活動規則」という。）、少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。第42条の10第1項において「警察職員の職務等に関する規則」という。）、茨城県青少年の健全育成等に関する条例（平成21年茨城県条例第35号）その他の法令によるほか、この訓令の定めるところによる。

（用語の定義）

第2条 この訓令において、「少年」、「特定少年」、「犯罪少年」、「触法少年」、「ぐ犯少年」、「非行少年」、「不良行為少年」、「被害少年」、「要保護少年」、「児童虐待を受けたと思われる児童」、「低年齢少年」又は「保護者」とは、それぞれ活動規則第2条に規定する少年、特定少年、犯罪少年、触法少年、ぐ犯少年、非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年、児童虐待を受けたと思われる児童、低年齢少年又は保護者をいう。

（少年警察活動の基本）

第3条 少年警察活動を行うに際しては、次に掲げる事項を基本とするものとする。

- (1) 少年の健全な育成を期する精神をもって当たるとともに、その規範意識の向上及び立直りに資するよう配慮すること。
- (2) 少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること。
- (3) 少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明及び犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようにすること。
- (4) 秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること。
- (5) 少年の非行の防止及び保護に関する国際的動向に十分配慮すること。

(関係機関、ボランティア等との連携)

第4条 少年警察活動は、県、市町村、教育委員会、学校、家庭裁判所、検察庁、児童相談所、福祉事務所その他の少年の健全な育成に関係する業務を行う機関との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

2 少年警察活動は、少年指導委員、青少年相談員、民生・児童委員、保護司その他の少年の健全な育成のための活動を行うボランティア又は団体との連携と適切な役割分担の下に行うものとする。

第2節 幹部の職務

(本部長等の職務)

第5条 警察本部長（以下「本部長」という。）及び警察署長（以下「署長」という。）は、少年警察活動の重要性を認識し、その効果的な運営及び適正な実施を図るため、少年警察活動全般の指揮監督に当たるとともに、職員の合理的配置、装備資機材及び施設の整備等部内の体制の確立を図るよう努めるものとする。

2 本部長及び署長は、少年警察部門（生活安全部少年課（以下「少年課」という。）及び警察署の少年事件担当係をいう。以下同じ。）とその他の警察部門との緊密な連絡を保たせるとともに、警察と関係機関、団体、ボランティア等との連絡協調の促進強化を図るものとする。

3 本部長及び署長は、少年警察活動が全ての警察部門に関わる警察活動であることに鑑み、全ての警察職員が少年警察活動の基本を理解するよう、適切かつ効果的な教養を実施するものとする。

(所属長の職務)

第6条 警察本部（以下「本部」という。）の課（課に相当する組織を含む。）の長及び署長（以下「所属長」という。）は、部下職員の行う少年警察活動に関し各級幹部を的確に指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項について自ら行うものとする。ただし、本部長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長が定めたものを除く。

- (1) 捜査主任官又は調査主任官を指名すること。
- (2) 少年の被疑者、触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者若しくはぐ犯少年と認められる者又は重要な参考人の呼出し並びに面接（捜査又は調査の対象となっている少年に対する取調べ及び質問を含む。以下同じ。）の可否及び方法を決定すること。
- (3) 強制措置及びその解除の可否を決定すること。
- (4) 関係機関への送致（送付を含む。以下同じ。）、通告その他の措置を決定すること。
- (5) 関係機関への送致又は通告に際して付すべき処遇意見を決定すること。
- (6) 継続補導の可否を決定すること。
- (7) 被害少年の継続的な支援の可否を決定すること。
- (8) その他所属長が特に必要と認めること。

(警察署の各級幹部の職務)

第7条 警察署の少年警察活動について責任のある各級幹部は、部下職員を指揮掌握するとともに、個々の事案について、おおむね次に掲げる事項を指揮するものとする。ただし、本部長又は署長が直接指揮すべき事件、事案又は事項として本部長又は署長が定めたものを除く。

- (1) 処遇の方針を指示し、及び処遇の担当者を指定すること。
- (2) 強制措置並びにその解除の時期、場所及び方法を指示すること。
- (3) 前条第2号に規定する呼出し及び面接の要否、時期、場所及び方法を指示すること。

(少年事件指導官)

第8条 少年課に、少年事件指導官を置き、警視又は警部の階級にある警察官をもって充てる。

2 少年事件指導官は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 犯罪少年事件（犯罪少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち茨城県警察事件指揮に関する訓令（平成8年茨城県警察本部訓令第6号）別表第1に掲げるもの及び触法少年事件（触法少年に係る事件をいう。以下同じ。）のうち別表第1に掲げるもの（以下「本部長指揮事件」という。）並びに公判又は少年審判において立証上の問題が生じるおそれのある少年事件について、次の措置を執ること。

ア 少年警察部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについて、少年の特性に配意しつつ非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官又は調査主任官に対し公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査要領その他の適正な捜査又は調査の遂行のために必要な指導及び助言を行うこと。

イ 少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査又は調査を行うものについて、当該事件を主管する課の管理官又は課長補佐と密接な連絡を取り、当該管理官又は課長補佐によりアと同様の指導及び助言が的確に行われるようにすること。

ウ 捜査主任官又は調査主任官の要請等に応じ、事件検討等に参画すること。

- (2) 次条の少年事件選別主任者、少年事件選別補助者及び第10条の少年事件処理担当者に対し少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査又は調査の指揮、措置選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導を行うこと。
- (3) その他第3条に規定する少年警察活動の基本に基づいて、適正な処遇措置が行われるよう警察職員の指導教養を行うこと。

(少年事件選別主任者等)

第9条 本部及び警察署に、少年事件選別主任者及び少年事件選別補助者を置く。

2 少年事件選別主任者は、本部にあっては少年課の少年事件を担当する課長補佐を、警察署にあっては生活安全課長（刑事生活安全課長を含む。）をもって充てる。

3 少年事件選別主任者は、所属長が第6条第1号から第5号までに掲げる事項について決定しようとする場合においては、当該所属長に対し意見を述べるものとする。ただ

し、交通法令違反（犯罪統計細則（昭和46年警察庁訓令第16号）第2条第2号に規定する罪をいう。第27条第1項第6号及び第63条第1項において同じ。）に係る犯罪少年事件又は触法少年事件及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号。第27条第1項第7号及び第63条第1項において「自動車運転死傷処罰法」という。）に規定する罪又は交通事故に係る刑法（明治40年法律第45号）に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件については、当該少年の適正な処遇を図るため特に必要と認められるものを除き、この限りでない。

- 4 その他少年事件選別主任者は、所属長が身体の拘束を受けていない少年の指紋又は掌紋の採取及び被疑者写真の撮影を行う場合においては、当該所属長に対し第38条に規定する事項について意見を述べるものとする。
- 5 少年事件選別補助者は、本部にあつては生活安全部少年課長（以下「少年課長」という。）が少年課の少年事件を担当する係長のうちから、警察署にあつては署長が生活安全課（係）の係長のうちから指定するものとする。
- 6 少年事件選別補助者は、少年事件選別主任者の職務を補助するとともに、少年事件選別主任者が不在のとき、又は少年事件選別主任者に事故があるときは、その職務を代行するものとする。

（少年事件処理担当者）

第10条 署長は、犯罪少年事件の処理体制を強化し、事件処理の適正かつ効率化を図るため、刑事課員（刑事生活安全課にあつては捜査係員）のうちから少年事件処理担当者を指定し、刑事課（刑事生活安全課を含む。）において取り扱う犯罪少年事件の処理に当たらせるものとする。

- 2 警察署ごとの少年事件処理担当者数の基準は、本部長が別に定める。

第3節 早期発見及び報告

（早期発見）

第11条 非行少年、不良行為少年、被害少年、要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童については、その非行の防止又は保護のため、街頭補導（活動規則第7条第1項に規定する街頭補導をいう。以下同じ。）及び少年相談を適切に実施し、並びに警察の各部門間の連携及び学校、児童相談所その他の関係機関との連携を図り、これらを早期に発見するよう努めるものとする。

（報告）

第12条 警察職員は、次の各号に掲げる少年を発見した場合には、当該各号に掲げる書類により所属長に報告するものとする。

- (1) 触法少年、ぐ犯少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年
触法・ぐ犯・要保護少年発見報告書（別記様式第1号）
- (2) 児童虐待を受けたと思われる児童 生活安全部人身安全対策統括官が別に定める様式の報告書

前項第1号の規定による報告を受けた本部の所属長（少年課長を除く。）は当該報告に係る事項を少年課長に、また、同項第2号の規定による報告を受けた本部の所属長（生活安全部人身安全対策課長（以下この項において「人身安全対策課長」という。）を除く。）は当該報告に係る事項を人身安全対策課長に、速やかに連絡するものとする。

第2章 一般的活動

第1節 街頭補導

（街頭補導の効果的实施）

第13条 街頭補導は、公園、駅、風俗営業の営業所、性風俗関連特殊営業の営業所、盛り場、深夜に営業する飲食店、インターネットカフェ、カラオケボックス、コンビニエンスストアその他少年のたまり場となりやすい場所を重点として、あらかじめ、日時、場所及び実施要領について計画を立て、班を編成して行うなど効果的に実施するように努めるものとする。

2 街頭補導の実施に当たっては、必要に応じ、学校その他の関係機関、少年の健全な育成のための活動を行うボランティアその他の関係者（以下「ボランティア等」という。）と協力して行うように配慮するものとする。この場合においては、少年の年齢、性別、態度等に応じて、事情の聴取、注意、助言、指導等について警察職員が行うかボランティア等が行うかを適切に判断し、街頭補導の効果があがるようにするものとする。

（街頭補導実施上の留意事項）

第14条 街頭補導に当たっては、警察手帳その他身分を証明するものを提示して自らの身分を明らかにするものとする。

2 少年から事情を聴取し、又は少年に注意、助言、指導等を行う場合においては、人目に付かないように配慮するものとする。

3 公共の場所以外の施設等で街頭補導を行うときは、当該施設等の管理者の同意を得るものとする。

第2節 少年相談

（少年相談の取扱い）

第15条 少年相談を受けたときは、懇切を旨として、その内容に応じ、指導又は助言、関係機関への引継ぎその他適切な処理を行うものとする。

2 少年相談は、原則として少年警察部門において取り扱うものとし、少年警察部門以外の部門に属する警察職員が少年相談を受けた場合には、少年警察部門に引き継ぐものとする。ただし、当該相談を自ら処理することが適当であると認めた場合においては、所属長に報告し、少年警察部門に連絡した上、自ら当該相談を処理することができるものとする。

- 3 前項の規定により少年相談を引き継ぐ場合においては、相談者に引継先、連絡方法等必要な事項を説明するものとする。

(少年相談実施上の留意事項)

- 第16条 少年相談は、原則として、少年警察部門の職員が配置された施設内において行うものとする。ただし、必要な場合には、関係者が落ち着いて相談のできる適当な場所に出向いて行うことを考慮するものとする。
- 2 少年相談に関連して、少年警察部門の所掌に属しない事案について相談を受けたときは、当該事案を担当すべき他の警察部門又は関係機関に引き継ぐなど相談者の立場に立った適切な対応をするものとする。

第3節 継続補導

(継続補導の対象)

- 第17条 次に掲げる少年について、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、本人に対する助言又は指導その他の補導を継続的に実施するものとする。
- (1) 少年相談に係る少年
 - (2) 触法少年であつて、少年法第6条の6第1項の規定により送致すべき者又は児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
 - (3) 14歳未満のぐ犯少年であつて、児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者に該当しないもの
 - (4) 不良行為少年
- 2 特定少年に対する前項の規定の適用については、同項中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

(継続補導の取扱い)

- 第18条 署長は、警察署において取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、少年課長に連絡するものとする。
- 2 前項の連絡を受けた少年課長は、少年サポートセンター（茨城県警察少年サポートセンターの設置及び運営に関する訓令（平成11年茨城県警察本部訓令第7号）第2条の規定により少年課に設置したサポートセンターをいう。以下同じ。）に配置された警察官又は少年補導職員に継続補導を実施させるものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、少年課長が継続補導に係る少年の居住地その他の事情を勘察して、継続補導を当該警察署において実施させることが適切であると認めたときは、署長は、当該警察署の少年担当係において継続補導を実施させることができる。
 - 4 少年課長は、少年サポートセンターにおいて取り扱った少年について、継続補導を実施する必要があると認めたときは、少年サポートセンターに配置された警察官又は少年補導職員に継続補導を実施させるものとする。ただし、当該少年の居住地を管轄

する警察署その他の警察署において継続補導を実施させることが適切であると認めるときは、当該警察署の署長に継続補導の実施を引き継ぐことができる。

- 5 前2項の規定により、警察署の警察職員が継続補導を実施する場合には、少年サポートセンターと緊密な連携を保ち、専門的な事項について少年サポートセンターの指導を受けるものとする。

(学校関係者等との協力)

第 19 条 継続補導の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、これを学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

- 2 特定少年に対する前項の規定の適用については、同項中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

第4節 少年の社会参加活動等

(関係機関等との協力等)

第 20 条 広く少年の参加を得て行うボランティア活動等の社会奉仕体験活動、柔道、剣道等のスポーツ活動その他の少年の規範意識の向上又は社会の一員としての意識の涵養〔かんよう〕に資するための体験活動（以下「少年の社会参加活動等」という。）については、必要に応じて、学校その他の関係機関、ボランティア、団体等と協力して行い、及びこれらの者が実施する少年の健全な育成のための活動との適切な役割分担の下に行うものとする。

(実施上の留意事項)

第 21 条 少年の社会参加活動等の実施に当たっては、次に掲げる事項に関する警察業務の専門性を生かして、効果的に実施するものとする。

- (1) 少年の心理その他の特性に関する知見
- (2) 少年の非行を防止するための手法に関する知見
- (3) 柔道、剣道等の指導に関する能力
- (4) その他少年警察活動に関する知見及び警察職員の能力

第5節 情報発信

(情報発信)

第 22 条 少年警察活動については、少年の健全な育成に関する県民の理解を深めるため、少年の非行及び犯罪被害の実態並びに少年警察活動の状況に関する情報を積極的に発信するものとする。この場合においては、関係機関との協議会の開催、関係機関が開催する講習会等への協力その他の適切な方法により、少年警察活動に関する専門的な知見が関係機関等における少年の健全な育成のための活動に反映されるよう配慮するものとする。

(基礎資料の整備活用)

第23条 少年警察活動については、前条の情報を発信するため、及び少年の非行の防止と保護を図るための施策に資するため、常に、少年警察活動に関する基礎的な資料を整備し、活用するように努めるものとする。

(少年の規範意識の啓発)

第24条 少年警察部門においては、少年、保護者その他の関係者を対象とする非行防止教室の開催、薬物乱用防止教室の開催その他の適切な方法により、少年の規範意識を啓発し、並びに少年の非行及び犯罪被害を防止するよう努めるものとする。この場合においては、必要に応じて、学校その他の関係機関、PTA、ボランティア等との協力の下に行うものとする。

第6節 有害環境の排除

(有害環境の排除)

第25条 本部長及び署長は、少年の心身に有害な影響を与えると認められる図書類、電磁的記録媒体、玩具、広告物、営業その他の環境（以下「有害環境」という。）があることを知った場合においては、法令の特別の定めによるもののほか、当該有害環境について関係のある他の機関に適切な措置を講ずるよう連絡するなど少年に有害な影響の排除のため適切な措置を講ずるものとする。

(民間の自主的活動に対する配慮)

第26条 本部長及び署長は、広報啓発その他の地域における民間公益活動、酒類販売業者等の事業者による顧客の年齢確認その他の民間における有害環境の少年に対する影響を排除するための自主的な活動に関し、その求めに応じ、必要な配慮を加えるものとする。

第3章 非行少年等に関する活動

第1節 非行少年等に関する通則

(少年事件の捜査及び調査の担当部門)

第27条 本部長及び署長は、犯罪少年事件の捜査又は触法少年事件の調査（以下「触法調査」という。）及びぐ犯少年に係る事件の調査（以下「ぐ犯調査」という。）については、少年警察部門に属する警察官に行わせるものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する事件の捜査及び調査については、この限りでない。

- (1) 20歳以上の被疑者を主とする事件に関連する犯罪少年事件
- (2) 少年法第20条第2項又は第62条第2項の規定により、原則として家庭裁判所から検察官に送致されることとなる犯罪少年事件

- (3) 故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪又は死刑若しくは無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る犯罪少年事件
 - (4) 事件の内容が複雑かつ重要であり、他の部門に捜査させることが適当であると認められる犯罪少年事件
 - (5) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）に在学していない18歳以上の少年に係る犯罪少年事件
 - (6) 交通法令違反に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
 - (7) 自動車運転死傷処罰法に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に係る犯罪少年事件又は触法少年事件
 - (8) その他本部長又は署長が少年警察部門以外の部門に担当させることが適切であると認める事件
- 2 本部長及び署長は、非行少年に係る事件の捜査又は調査を少年警察部門以外の部門に属する警察官に行わせる場合においても、少年の特性に配慮した捜査又は調査が行われるよう、少年事件選別主任者に対し捜査又は調査の経過について常に把握させるとともに、必要があると認めるときは、少年の取調べを少年警察部門の警察官に行わせることについても配慮するほか、捜査又は調査を行う警察官に対する指導教養、助言その他の必要な支援を行わせるものとする。

（捜査又は調査に伴う措置）

第 28 条 非行少年については、当該少年に係る事件の捜査又は調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を講ずるものとする。

（年齢の確認）

第 29 条 非行少年に係る事件の捜査又は調査に当たっては、刑法、少年法及び児童福祉法の適用に過誤のないようにするため、特に現在及び行為時における当該少年の正確な年齢を確認するものとする。

（明らかにすべき事項）

第 30 条 非行少年に係る事件について捜査又は調査を行うに当たっては、おおむね次に掲げる事項について、明らかにするものとする。

- (1) 事件の存否及び態様
- (2) 事件の原因及び動機
- (3) 少年の性格、経歴、行状及び教育程度
- (4) 少年の家庭、学校及び職場の状況並びに交友関係
- (5) 少年の住居地の環境
- (6) 少年の非行の防止及び立直りに協力することができると認められるボランティアの有無

（関係機関との連絡）

第30条の2 犯罪少年事件の捜査に当たって必要があるときは、家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡を密にしなければならない。

2 触法調査及びぐ犯調査を行うに当たっては、特に家庭裁判所及び児童相談所との連携を密にしつつ、これを進めなければならない。

(捜査又は調査上の留意事項)

第31条 非行少年に係る事件について、捜査又は調査を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 関係機関への送致又は通告の措置を講ずるか否かを決定し、非行少年の処遇並びに当該少年の健全な育成及び立直りに資するために必要な限度にとどめ、みだりに関係者のプライバシーを侵害することのないようにすること。
- (2) 少年の保護者その他少年について事情を知っていると認められる者の協力を求めること。
- (3) 先入観にとらわれ、又は推測にわたることなく、正確な資料を収集すること。
- (4) 少年の健全な育成及び被害者の心情に配慮し、迅速に行うこと。

(発表上の留意事項)

第32条 犯罪少年事件又は触法少年事件に関し新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、本部長若しくは署長又はこれらの指定する者が当たるものとする。

2 犯罪少年事件については、新聞その他の報道機関等に当該少年の氏名、住居、学校名、会社名等その者を推知させるような事項を発表し、及び写真を提供してはならない。ただし、特定少年のとき犯した罪に係る事件であつて当該罪により公訴を提起された者に係るもの(略式命令の請求がされたものを除く。)については、この限りでない。

3 触法少年事件については、その性質上、報道機関等への発表は、特に慎重に判断するものとし、発表する場合においては、前項の規定を準用する。

(措置の選別及び処遇意見の決定)

第33条 非行少年に係る事件については、関係機関への送致又は通告の措置を講ずるべきか、犯罪少年事件の送致を通常送致又は簡易送致(犯罪捜査規範第214条の規定による送致をいう。次項及び第4項において同じ。)のいずれによるべきか、送致又は通告の措置を講ずる場合においては、いずれの機関に行うべきかを的確に選別するものとする。

2 非行少年に係る事件について関係機関への送致(簡易送致を除く。)又は通告の措置を講ずる場合においては、最も適切と認められる処遇上の意見を付すものとする。

3 前2項の規定による措置の選別及び処遇上の意見の決定に当たっては、おおむね次に掲げる事項を勘案して行うものとする。この場合において、第3号に掲げる事項については、捜査又は調査の結果から客観的に判断するものとする。

- (1) 事案の態様
- (2) 事件の原因及び動機
- (3) 当該少年の再非行のおそれ

(4) 当該少年の保護者の実情、非行の防止及び立直りに向けての保護者の方針及び意向並びに関係機関、団体及びボランティアの意見等

- 4 犯罪少年事件における通常の送致と簡易送致の選別に当たっては、罪種、被害の程度等の形式的な要件のみで判断することなく、犯罪の原因及び動機、当該少年の性格、行状、家庭の状況及び環境等から再犯のおそれ等を総合的に判断するものとする。

(送致又は通告に関する留意事項)

第34条 非行少年に係る事件の関係機関への送致又は通告に当たっては、必要に応じ、少年及びその保護者又はこれに代わるべき者（以下「保護者等」という。）に対して、送致又は通告の趣旨について説明するとともに、今後特に留意すべき事項について助言するものとする。この場合において、在宅のまま送致又は通告をする少年について、将来における非行のおそれが大きいと認められるときは、速やかに少年法又は児童福祉法の規定による措置が講じられるよう、送致先又は通告先の機関に対してその旨を連絡するものとする。

第2節 犯罪少年事件の捜査

(犯罪少年事件の捜査の基本)

第35条 犯罪少年事件の捜査については、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。

- 2 捜査に当たっては、少年の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、取調べの言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないように努めなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第36条 捜査のため、少年の被疑者（以下この条（第4項を除く。））、第36条の2（第3項を除く。））、第37条、第38条及び第41条において「少年」という。））、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出頭すべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

- 2 捜査のために少年を呼び出すときは、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

- 3 捜査のために少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

- (1) 学校又は職場に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
- (2) 少年の授業中又は就業中に呼び出すことは、できる限り避けること。

- (3) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、できる限り避けること。
 - (4) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、警察職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことにも配慮すること。
 - (5) 呼出しは、保護者の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。
- 4 捜査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど、少年の心情に配慮するものとする。
 - 5 捜査のために少年の保護者を呼び出す場合においては、当該保護者が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に知られることのないよう配慮するものとする。

(取調べ上の留意事項)

第36条の2 少年の取調べを行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、保護者と少年との信頼関係を損なうおそれがあるとき、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

- 2 少年の取調べを行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 取調べの場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう少年補導室等の適当な場所とすること。
 - (2) 取調べの時刻は、できる限り少年の授業中若しくは就業中又は夜間遅い時刻を避けるとともに、取調べが長時間にわたることのないようにすること。
 - (3) 取調べに当たっては、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち合わせること。
 - (4) 取調べに当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能、職業等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
 - (5) 取調べに当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するように努めること。
 - (6) 取調べを終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるように努めること。
- 3 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど、少年の心情に配慮するものとする。

(強制措置等の制限)

37条 少年の被疑者については、できる限り、逮捕、留置その他の強制の措置を避けるものとする。

2 逮捕、留置その他の強制の措置を決定し、又はこれらの強制の措置を執行する場合においては、おおむね次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 少年の年齢、性格、非行歴、犯罪の態様、留置の時刻等から当該少年に及ぼす精神的影響を勘案すること。
- (2) 少年を留置する場合には、少年法第49条第1項及び第3項の規定により、20歳以上の者と分離し、かつ、原則として各別に収容すること。ただし、同法第20条第1項又は第62条第1項の規定に基づく検察官への逆送の決定があった特定少年の被疑事件の被疑者に対しては、当該事件に係る留置に限って、同法第49条第1項及び第3項の規定が適用されないことに留意すること。
- (3) 少年を留置したときは、特定少年であるか否かにかかわらず、原則として、速やかにその保護者等に連絡すること。
- (4) 強制の措置を執行する時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないようにすること。

(指紋の採取等)

第 38条 少年の指紋又は掌紋の採取及び被疑者写真の撮影は、身体の拘束を受けていない少年については、特定少年であるか否かにかかわらず、犯罪捜査のため必要やむを得ない場合で、本人及び保護者の承諾を得たときに限り行うものとし、併せて当該少年の心情を傷つけることのないよう、その時期、場所、方法等について慎重に配意するものとする。

(親告罪等に関する措置)

第 39条 親告罪である少年の犯罪について告訴がなされないことが明らかになった場合であっても、将来における非行の防止上必要があると認めるときは、特定少年であるか否かにかかわらず、犯罪少年として関係機関に送致することも考慮して所要の措置を講ずるものとする。

2 前項の場合においては、みだりに被害者等呼び出すなど被害者等の心情に反する措置を講ずることを避けるものとし、また、当該少年に係る事件を送致する場合には、被害者等が送致先の機関によってみだりに呼び出されることのないよう当該機関に連絡することに留意するものとする。

3 少年が、親族であるため刑の免除される罪又は請求を待つて論ずる罪を犯した場合についても、前2項の規定の例によるものとする。

(所持物件の措置)

第 40条 犯罪少年事件の捜査に当たって、少年の非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を、当該少年が所持していることを発見したときは、法令の規定により押収する場合を除き、所有者その他の権利者に返還させ、保護者等に預けさせ、又は当該少年に廃棄させるなど、当該少年が当該物件を所持しないよう注意、助言等をするものとする。この場合においては、任意差出書(別記様式第2号)とともに物件の提出を受け、預り書(別記様式第3号)を作成し、返還した

ときは受領書（別記様式第4号）を徴するなど、物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

（余罪の捜査）

第41条 少年に関する余罪の捜査に当たっては、当該少年の内省を促し、その立直りを図るとともに、将来における非行のおそれの判断に資するように配慮するとともに、迅速かつ的確に行わなければならない。

第3節 触法調査

（触法調査の基本）

第42条 触法調査については、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たらなければならない。

2 触法調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意するなど温情と理解をもって当たり、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

（触法調査を行うことができる警察職員）

第42条の2 本部長は、少年補導職員のうちから、次に掲げる事項に関する教育訓練を受け、専門的知識を有すると認められる者を少年法第6条の2第3項に規定する警察職員（以下「警察職員」という。）として指定することができる。

- (1) 可塑性に富むことその他低年齢少年一般の特性
- (2) 発達障害その他特別な事情を持つ少年の特性
- (3) 低年齢少年の特性を踏まえた質問その他の調査要領

2 前項に規定する警察職員は、第42条の4に規定する調査主任官その他上司である警察官の命を受け、事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。

（調査指揮等）

第42条の3 触法調査の指揮については、活動規則第17条の規定により犯罪捜査規範第16条から第19条（事件指揮簿に関する部分を除く。）までの規定を準用する。

2 本部長は、本部長指揮事件の調査について、別表第2に掲げる事項を直接指揮するものとする。

3 本部の主管部長又は主管課長は、本部長指揮事件について、緊急を要し、又は不在その他の理由により、本部長が直接指揮することができないときは、本部長に代わって指揮することができる。この場合において、主管部長又は主管課長は、事後速やかに本部長の承認を受けなければならない。

- 4 署長は、本部長指揮事件又は同事件に発展するおそれのある事件を認知（内偵捜査を必要とする捜査の端緒を入手した場合を含む。）したときは、本部の主管部長を経由して、本部長に事件の概要を即報しなければならない。
- 5 署長は、本部長指揮事件について、別表第2に掲げる事項について、当該事件の主たる調査担当課（係）と対応する本部の主管部長を経由して、本部長に指揮伺をするものとする。この場合において、署長は本部長の指揮を受けようとする事件が各部に關係する場合、指揮伺を経由した部長以外の關係する部長に対しても、緊密な連絡を行うものとする。
- 6 第2項の規定により本部長の指揮した事項（第3項の規定による指揮事項を含む。）は、少年事件処理簿（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式を定める訓令」という。）別記様式第44号）に記載するものとする。
- 7 署長は、その警察署において取り扱う全ての触法少年事件の調査状況を確実に把握するとともに、本部長指揮事件以外の事件（次項において「署長指揮事件」という。）について別表第2に掲げる事項（同表の10及び11を除く。）を直接指揮するものとする。
- 8 警察署の副署長又は当該事件を担当する刑事官、地域・交通官、交通官若しくは課長は、署長指揮事件について、緊急を要し、又は不在その他の理由により、署長が直接指揮することができないときは、署長に代わって指揮することができる。この場合において、指揮をした者は、事後速やかに署長の承認を受けなければならない。
- 9 前2項の規定により指揮した事項は、少年事件処理簿に記載するものとする。
- 10 少年事件処理簿の保管責任者は、本部にあつては主管課長、警察署にあつては署長とする。

（調査主任官）

- 第42条の4 所属長は、個々の触法調査につき、調査主任官を指名するものとする。この場合には、調査主任官指名簿（別記様式第5号）に記載するものとする。
- 2 調査主任官は、次に掲げる職務を行うものとする。
 - (1) 調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担を定めること。
 - (2) 押収物及びその換価代金の出納を承認し、これらの保管の状況を常に把握すること。
 - (3) 調査方針を立てること。
 - (4) 調査に従事する者に対し調査の状況に関し報告を求めること。
 - (5) 調査の適正な遂行及び当該調査に係る少年の自殺その他の事故の防止について調査に従事する者に対する指導教養を行うこと。
 - (6) 家庭裁判所、児童相談所、学校その他の関係機関との連絡調整を行うこと。
 - (7) その他本部長又は署長から特に命ぜられた事項
 - 3 本部長又は署長は、前項の規定により調査主任官を指名する場合には、当該事件の内容並びに所属の職員の調査能力、知識経験及び職務遂行の状況を勘案し、同項に規定する職務を的確に行うことができると認められる者を指名しなければならない。

- 4 調査主任官が交代する場合には、関係書類、証拠物等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(付添人の選任等)

第42条の5 触法少年であると疑うに足りる相当の理由のある者（以下次条（第4項を除く。））、第42条の7（第4項を除く。））、第42条の9、第44条、第45条及び第46条において「少年」という。）又は保護者に対しては、少年法第6条の3に規定する付添人に関する制度について分かりやすく説明するほか、必要に応じて関係機関・団体についての紹介、助言等を行うことに配慮するものとする。

- 2 少年法第6条の3に規定する付添人の選任については、付添人を選任することができる者又は付添人から両者が連署した付添人選任届を差し出させるものとする。この場合において、選任届を受理した者は、当該事件の調査に従事している警察官に対し当該選任届を確実に引き継がなければならない。

(呼出し上の留意事項)

第42条の6 触法調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

- 2 少年を呼び出す場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれが著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれが著しいとき、その他連絡することが当該少年の福祉上著しく不適当であると認められるときは、この限りでない。

- 3 少年を呼び出す場合においては、次に掲げる事項に留意し、少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するものとする。

- (1) 夜間に呼び出すことは、やむを得ない場合を除き、避けること。
- (2) 制服を着用した警察官が呼出しに行くことは、やむを得ない場合を除き、避けること。
- (3) 学校に直接呼出しの連絡をすることは、できる限り避けること。
- (4) 少年の授業中に呼び出すことは、できる限り避けること。
- (5) 警察施設に呼び出すことが不適切であると認められる場合には、調査に従事する職員が家庭へ出向くことや、警察施設以外の適当な場所に呼び出すことに配慮すること。
- (6) 呼出しは、保護者の納得を得て行うように努めるとともに、必要に応じて保護者の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めること。

- 4 触法調査のために被害者その他の参考人として少年を呼び出す場合においては、前3項に掲げる事項に配慮するほか、警察から呼び出されたことによる心理的な負担を軽減するよう努めるなど、少年の心情に配慮するものとする。

- 5 触法調査のために少年の保護者を呼び出す場合においては、当該保護者が当該少年の非行に関して警察から呼び出されたことが周囲の者に知られることのないよう配慮するものとする。

(質問上の留意事項)

第42条の7 少年に質問を行う場合においては、原則として保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が虐待を受けるおそれ著しいとき、逃亡又は証拠隠滅のおそれ著しいときその他連絡することが当該少年の福祉上不適当であると認められるときは、この限りでない。

- 2 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。
- 3 少年に質問を行う場合においては、次に掲げる事項に留意するものとする。
 - (1) 質問に当たっては、やむを得ない場合を除き、夜間に質問すること及び長時間にわたり質問することを避けなければならないこと。
 - (2) 質問の場所は、事務室等人の出入りが多く、他人の耳目に触れるおそれがある場所を避け、少年が落ち着いて話せるよう少年補導室等の適当な場所とすること。
 - (3) 質問に当たっては、少年の年齢、性別、性格、知能等に応じてふさわしく、かつ、分かりやすい言葉を用いること。
 - (4) 質問に当たっては、少年の話の良い聞き手となり、虚言、反抗等に対しても、一方的にこれを押さえつけようとせず、その原因を理解することに努め、少年の内省を促し、その立直りに資するよう努めること。
 - (5) 質問に当たっては、少年に対し自己の意思に反して供述する必要がない旨を当該少年の年齢等に応じて分かりやすく告げること。
 - (6) 質問を終えるに当たっては、少年及び保護者等の懸念の有無を確かめ、必要があるときは、助言その他の措置を講じて、少年及び保護者等の不安を除去し、信頼を得られるよう努めること。
- 4 被害者その他の参考人として少年と面接するときは、その時間、場所、方法、保護者等の立会い等に配慮し、面接に伴う心理的な負担を軽減するよう努めるなど、少年の心情に配慮するものとする。

(犯罪の疑いがある場合の措置)

第42条の8 犯罪の疑いがある事案については、触法少年事件である可能性が高い場合であっても、犯罪としての捜査を尽くすものとする。特に、殺人、強盗等の重要な事件については、明らかに低年齢少年による行為と認められる場合であっても、共犯関係にある者が存在する可能性があることに留意するものとする。

(強制の措置等)

第42条の9 触法調査に係る搜索、差押、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分許可状の請求については、活動規則第21条の規定によるものとする。

- 2 触法調査においては、できる限り強制の措置を避けるものとする。強制の措置を決定する場合には、少年の年齢、性格、非行歴、事件の内容等から当該少年に及ぼす精

神的影響を勘案して判断するとともに、執行の時期、場所、方法等について慎重に配意し、少年の心情を傷つけることのないよう配意するものとする。

(還付公告等)

第 42 条の10 少年法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法第499条に規定する押収物の還付に関する公告は、警察職員の職務等に関する規則第2条の規定により署長が行うものとする。この場合において、押収物の還付に関する公告(別記様式第6号)を作成し、掲示するものとする。

- 2 公告をしたときから6か月以内に還付の請求がないときは、その物は、県に帰属する。この場合においては、県帰属押収物件引渡書(別記様式第7号)及び押収物件県帰属調書(別記様式第8号)を作成し、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)で定める手続を行うものとする。
- 3 本部長又は署長は、前項の期間内においても、価値のない物は、これを廃棄し、保管に不便な物は、これを公売してその代価を保管することができる。この場合においては、犯罪捜査規範第113条第1項に規定する事項に注意するとともに、廃棄処分書(様式を定める訓令別記様式第42号)又は換価処分書(様式を定める訓令別記様式第43号)を作成しておかなければならない。

(強制捜査の後に触法少年事件であることが判明した場合の措置)

第 43 条 逮捕した少年の行為が14歳未満のときのものであることが明らかになった場合は、直ちに釈放しなければならない。

- 2 前項の規定により身柄を釈放する場合においては、逮捕手続書及び弁解録取書を作成し、逮捕手続の過程を明確にするほか、釈放の理由を捜査報告書等により明らかにしておくものとする。この場合においては、逮捕手続書に、既に釈放した旨を記載するものとする。特に、緊急逮捕がなされた者については、緊急逮捕状の請求手続を行い、逮捕時における逮捕行為の正当性を明らかにしておかなければならない。
- 3 捜索等により証拠品を差し押さえた後、触法少年事件であることが判明した場合には、直ちに証拠品の還付手続を開始しなければならない。ただし、還付手続中又は還付した物件を引き続き必要とする場合は、第46条の規定により措置を講ずるものとする。
- 4 被疑者の年齢が判明しなかったため、既にその事件について逮捕、捜索、差押等の令状の発付を得ている場合において、捜査の過程において触法少年事件であることが判明したときは、速やかに、当該令状を発付した裁判官に返還するものとする。

(触法少年の送致又は通告)

第 44 条 触法調査の結果、事件を児童相談所長に送致する場合は、活動規則第22条(同条第1項第2号を除く。)、第23条及び第24条の規定により行うものとする。

- 2 触法調査の過程において、少年が要保護児童(児童福祉法第25条第1項の規定により通告すべき者をいう。第48条の6第1項において同じ。)であると認められたときは、児童通告書(様式を定める訓令別記様式第37号)により児童相談所に通告するものとする。ただし、急を要し、児童通告書を作成して通告するいとまがない場合は、

口頭により通告し、その内容を記載した児童通告通知書（様式を定める訓令別記様式第37条の2）を事後に送付するものとする。

- 3 触法調査の結果、事件を児童相談所に通告する場合は、活動規則第22条（同条第1項第1号を除く。）の規定により行うものとする。

（少年の一時保護に係る留意事項）

第45条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合には、次の事項に留意するものとする。

- (1) 保護にふさわしい部屋を使用するものとし、鍵をかける場合は、少年の行動範囲がなるべく広くなるよう配慮すること。また、一時保護に留置場の部屋を使用してはならない。
- (2) 少年が負傷し、自殺し、又は逃走することがないように注意するとともに、少年が火災その他自己又は他人の生命、身体又は財産に危害を及ぼす事故を起こさないように注意すること。
- (3) 速やかにその保護者等に一時保護した旨を連絡すること。ただし、児童虐待を受けた児童を一時保護した場合において、児童虐待の防止等に関する法律第12条第3項の規定により、児童相談所長が当該児童虐待を行った保護者に対し当該児童の住所又は居所を明らかにしないこととしたときは、この限りでない。

（所持物件の措置）

第46条 触法少年事件の証拠物件及び少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件については、同法第6条の5第2項の規定により準用する刑事訴訟法の規定に基づき措置することができるものとする。

なお、少年と他の被疑者とが共犯関係にある場合は、当該少年が所持する物件を他の被疑者に関する捜査上の手続により押収することができるものとする。

- 2 前項に規定するほか、非行の防止上所持させておくことが適当でない認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、第40条の規定を準用する。

（指導教養）

第47条 本部長及び署長は、触法調査に従事する者に対し低年齢少年の特性その他の職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第4節 ぐ犯調査

（ぐ犯調査の基本）

第48条 犯罪の捜査、触法調査、少年相談その他の活動において、ぐ犯少年と認められる者（以下第48条の4、第50条及び第51条において「少年」という。）を発見した場合は、少年法及び児童福祉法に基づく措置に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって、これに当たるものとする。

ぐ犯調査を行うに当たっては、少年の心理、生理その他の特性に鑑み、特に他人の耳目に触れないようにし、少年に対する言動に注意する等温情と理解をもって当たり、その心情を傷つけないよう努めなければならない。

(ぐ犯調査を行うことのできる警察職員)

第48条の2 第42条の2第1項の規定により本部長が指定した警察職員は、上司である警察官の命を受け、ぐ犯調査を行うことができる。

(調査主任官)

第48条の3 本部長又は署長は、調査すべき事項及び調査に従事する者の任務分担の決定、関係機関との連絡調整その他の適正な調査の遂行及び管理のために必要な職務を行わせるため、個々のぐ犯調査につき、調査主任官を指名するものとする。この場合には、調査主任官指名簿(別記様式第9号)に記載するものとする。

2 調査主任官が交代する場合には、関係書類等の引継ぎを確実に行うとともに、調査の状況その他必要な事項を明らかにし、事後の調査に支障を来すことのないようにしなければならない。

(呼出し及び質問上の留意事項)

第48条の4 ぐ犯調査のため、少年、保護者又は参考人を呼び出すに当たっては、電話、呼出状の送付その他適当な方法により、出向くべき日時、場所、用件その他必要な事項を呼出人に確実に伝達しなければならない。

2 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の保護者等に連絡するものとする。ただし、連絡することにより、当該少年が保護者から虐待を受けるおそれがあるときその他連絡することが当該少年の福祉上著しく不相当であると認められるときは、この限りでない。

3 少年を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年の心情を理解するとともに、呼出しを行う場所、時期、方法等について配慮し、少年が無用な不安を抱かないよう配慮するものとする。

4 少年を呼び出すに当たっては、保護者等の納得を得て行うよう努めるとともに、必要に応じて保護者等の同道を依頼するなど、協力と信頼を得られるよう努めるものとする。

5 ぐ犯調査のための呼出し及び質問については、本条に規定するもののほか、その性質に反しない限り、第36条及び第36条の2の例によるものとする。

(低年齢少年に係るぐ犯調査における配慮)

第48条の5 低年齢少年に係るぐ犯調査を行うに当たっては、特に低年齢少年が精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと、迎合する傾向にあること等の特性を有することに鑑み、少年の心情と早期の立直りに配慮しなければならない。

2 低年齢少年であってぐ犯少年と認められる者(以下この項及び次項において「少年」という。)を呼び出し、質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることのないよう言動に注意するとともに、やむを得ない場合を除き、夜間に

呼び出し、質問すること、長時間にわたり質問すること及び他人の耳目に触れるおそれがある場所において質問することを避けなければならない。

- 3 少年に質問するに当たっては、当該少年に無用の緊張又は不安を与えることを避け、事案の真相を明らかにし、事後の効果的な指導育成に資するよう、少年の保護者その他の当該少年の保護又は監護の観点から適切と認められる者の立会いについて配慮するものとする。
- 4 低年齢少年に係るぐ犯調査のための呼出し及び質問については、前2項に規定するもののほか、第42条の6及び第42条の7の例によるものとする。

(ぐ犯少年の送致又は通告)

- 第48条の6 ぐ犯調査の過程において、少年が要保護児童であると認められたときは、児童相談所に通告するものとする。この場合においては、第44条第2項の規定を準用する。
- 2 ぐ犯調査の結果、事件を送致し、又は通告する場合については、活動規則第33条の規定により行うものとする。

(ぐ犯少年についての緊急措置)

- 第49条 ぐ犯少年として家庭裁判所の審判に付すべきであると認められる少年が緊急に保護しなければならない状態にあって、その補導上必要があると認められる場合においては、電話その他の方法により、直ちに家庭裁判所にその状況を通報するものとする。
- 2 ぐ犯少年に対して少年法第13条第2項の規定により同行状を執行した場合において、警察署に留め置く必要があるときは、一時保護に準じて取り扱うものとし、第45条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(少年の一時保護に係る留意事項)

- 第50条 児童福祉法第33条の規定により児童相談所長の委託を受けて、少年を一時保護する場合においては、第45条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(所持物件の措置)

- 第51条 非行の防止上所持させておくことが適当でないと認められる物件を少年が所持していることを発見したときは、第40条の規定を準用する。

(指導教養)

- 第51条の2 本部長及び署長は、ぐ犯調査に従事する者に対し職務遂行に必要な知識及び技能に関する指導教養を定期的に行うものとする。

第5節 不良行為少年の補導

(少年補導票の作成及び報告)

第 52 条 不良行為少年を発見した場合において、活動規則第 14 条第 1 項に規定する保護者又は関係者への連絡を行うことが必要であると認めるときは、少年補導票（別記様式第 10 号）を作成し、所属長に報告するものとする。

2 前項の報告を受けた本部の所属長（少年課長を除く。）は、当該報告に係る事項を少年課長に速やかに連絡するものとする。

（不良行為少年に対する継続補導）

第 53 条 不良行為少年に対して継続補導を実施する場合には、第 2 章第 3 節の定めるところにより実施するほか、少年に対する言葉遣い等に配慮するものとする。

第 4 章 少年の保護のための活動

第 1 節 被害少年に係る活動

（被害少年に対する支援）

第 54 条 被害少年に対しては、現場における適切な助言、関係機関の紹介、再び被害に遭うことを防止するための助言又は指導を行うなど必要な支援を実施するものとする。

2 被害少年に対する支援の実施に当たっては、必要に応じて、被害者支援部門との連携に留意するものとする。

（被害少年に対する継続的な支援）

第 55 条 前条に規定するもののほか、被害少年についてその精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認めるときは、保護者の同意を得た上で、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援を実施するものとする。

2 被害少年に対する継続的な支援の実施に当たっては、心理カウンセラーその他の臨床心理学、精神医学等の専門家の助言を受けるなどして、被害少年の特性に留意するものとする。

3 被害少年に対する継続的な支援の適切な実施のため必要があるときは、保護者の同意を得た上で、学校関係者その他の適当な者と協力して実施するものとする。この場合においては、少年のプライバシーに特に配慮するものとする。

4 特定少年に対する第 1 項及び前項の規定の適用については、これらの規定中「保護者」とあるのは、「本人」とする。

（発表上の留意事項）

第 56 条 少年が被害者である事件について、新聞その他の報道機関等に発表を行うときは、被害少年のプライバシーに十分に配慮するものとする。

第 2 節 福祉犯に係る活動

(福祉犯の取締り)

第 57 条 福祉犯事件を認知した場合には、時機を失することなく、捜査を行うものとする。

- 2 本部長及び署長は、少年警察部門以外の部門に属する警察官が行う福祉犯事件の捜査についても、少年警察部門に属する警察官による捜査又は調査と密接な関係がある場合等においては、必要に応じ、少年警察部門に属する警察官に捜査させるよう配慮するものとする。

(福祉犯の被害少年の保護等)

第 58 条 福祉犯の被害少年については、当該福祉犯に係る捜査並びに第 54 条及び第 55 条に規定する支援のほか、保護者、学校関係者その他の関係者に当該少年が再び被害に遭うことを防止するための配慮を求めるものとする。

- 2 本部長又は署長は、同種の福祉犯の発生を防止するため必要と認められるときは、関係行政機関に対して連絡し、関係者による再発防止のための取組を促し、又は地域住民に対する広報啓発を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 要保護少年及び児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動

(要保護少年の通告等)

第 59 条 18 歳未満の要保護少年について、少年に保護者がいないとき又は保護者に監護させることが不適當であると認められるときは、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。

- 2 前項の通告を必要としない要保護少年については、その保護者に対する助言、学校への連絡その他の必要な措置を講ずるものとする。

(要保護少年の一時保護)

第 60 条 児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて要保護少年を一時保護する場合においては、第 45 条各号に掲げる事項に留意するものとする。

(児童虐待を受けたと思われる児童に係る活動)

第 61 条 児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童の安全確保を最優先とした対応の徹底を図るものとする。

- 2 児童虐待を受けたと思われる児童を発見したときは、速やかに、児童通告書又は口頭により児童相談所に通告するものとする。この場合において、口頭により通告したときは、その内容を記載した児童通告通知書を事後に当該児童相談所に送付するものとする。
- 3 児童福祉法第 33 条の規定により児童相談所長の委託を受けて、児童虐待を受けたと思われる児童を一時保護する場合においては、第 45 条各号に掲げる事項に留意するものとする。

児童虐待を受けたと思われる児童については、児童相談所その他の関係機関との緊密な連携の下に、当該児童の精神的被害の回復のためのカウンセリング、再発を防止するための保護者に対する助言又は指導その他の当該児童に対する支援を的確に実施するものとする。

- 5 児童虐待の防止等に関する法律第10条の規定による援助の求めがあった場合においては、その求めをした者との適切な役割分担の下に必要な措置を講ずるものとする。

第5章 記録

(少年事件処理簿)

第 62条 少年警察部門に、少年事件処理簿を備え付け、個々の触法少年事件又はぐ犯少年事件につき、調査の指揮及び事件の送致又は通告その他の事件の処理の経過を記載するものとする。この場合においては、特に第6条第1号から第5号までに掲げる事項を明らかにしておくものとする。

(少年事案処理簿)

第 62条の2 少年警察部門に、少年事案処理簿（別記様式第11号）を備え付け、個々の児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年又は児童虐待を受けたと思われる児童ごとに、事案の処理の経過を明らかにしておくものとする。この場合においては、特に第6条第6号及び第7号に掲げる事項を明らかにしておくものとする。

- 2 不良行為少年に対して継続補導を実施した場合においては、その処理の経過を前項に定める少年事案処理簿に明らかにしておくものとする。

(呼出簿)

第 62条の3 少年警察部門に、呼出簿（様式を定める訓令別記様式第40号）を備え付け、第42条の6及び第48条の4の規定により、触法調査及びぐ犯調査のための呼出しを行う場合は、その処理の経過を明らかにしておくなければならない。

(令状請求簿)

第 62条の4 少年警察部門に、令状請求簿（様式を定める訓令別記様式第45号）を備え付け、第42条の9第1項の令状を請求したときは、請求の手続、発付後の状況等を明らかにしておくなければならない。

(少年カード)

第 63条 捜査又は調査を行った非行少年（交通法令違反に係る非行少年及び自動車運転死傷処罰法に規定する罪又は交通事故に係る刑法に規定する罪に係る非行少年を除く。）その他特に必要があると認められる少年については、その適正な処遇及び健全な育成に資するため、少年カードを作成し、当該少年の居住地を管轄する警察署（第3項及び第4項において「居住地警察署」という。）において保管するものとする。

- 2 前項の少年カードの様式については、生活安全部長が別に定める。

- 3 居住地警察署以外の所属において少年カードを作成した場合は、当該所属の長は少年カードの原本を居住地警察署の署長に送付するとともに、必要に応じ、その写しを保管するものとする。
- 4 前項の場合において、居住地警察署が他の都道府県警察の警察署であるときは、本部を通じて送付するものとする。

附 則

この訓令は、平成15年5月19日から施行する。

附 則 (平成19年6月20日本部訓令第18号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年8月7日本部訓令第26号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年7月14日本部訓令第7号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月10日本部訓令第15号)

この訓令は、平成21年1月4日から施行する。

附 則 (平成22年7月6日本部訓令第10号)

この訓令は、平成22年7月6日から施行する。

附 則 (平成24年6月12日本部訓令第9号)

この訓令は、平成24年6月12日から施行する。

附 則 (平成26年3月11日本部訓令第9号)

この訓令は、平成26年3月11日から施行する。

附 則 (平成29年12月22日本部訓令第19号)

この訓令は、平成29年12月22日から施行する。

附 則 (平成31年4月18日本部訓令第13号)

この訓令は、平成31年5月1日から施行する。

附 則 (令和元年8月29日本部訓令第3号)

この訓令は、令和元年8月29日から施行する。

附 則 （令和3年2月12日本部訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和3年2月12日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、当分の間、この訓令による改正後の様式によるものとみなす。

3 旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 （令和4年3月17日本部訓令第4号）

この訓令は、令和4年3月28日から施行する。

附 則 （令和4年7月25日本部訓令第9号）

この訓令は、令和4年7月25日から施行する。

< 別表、様式略 >